

松戸市教育委員会会議録

平成27年3月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成 27 年 3 月定例

開 会	平成27年3月12日(木) 14時00分	閉 会	平成27年3月12日(木) 17時17分	
署名委員	委員長 關 英 昭	委 員	松 田 素 行	
出席委員 氏 名	委員長 關 英 昭	○	委 員 市 場 卓	○
	委員長職務代理者 瀧 田 泰 子	○	委 員 山 田 達 郎	○
	委 員 松 田 素 行	○	教育長 伊 藤 純 一	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 27 年 3 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	青柳 洋一	21	戸定歴史館 館長	田岡 恵子
2	学校教育部 部長	大井 徹	22	〃 館長補佐	斉藤 洋一
3	〃 参事監	門 良英	23	博物館 次長	林 総太郎
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24	学務課 課長	久保木 晃一
5	〃 専門監	関 聡	25	〃 課長補佐	西郡 泰樹
6	〃 課長補佐	中野 幸子	26		
7	〃 主幹	横田 浩一	27		
8	〃 主査	藤中 孝一	28		
9	〃 主任主事	橋本 欣之	29		
10	〃 主事	伊藤 翔	30		
11	教育施設課 課長	森 擁雄	31		
12	〃 課長補佐	渡部 優樹	32		
13	社会教育課 課長	海老沢 健司	33		
14	〃 課長補佐	町山 茂昭	34		
15	〃 主幹	阿部 寛之	35		
16	〃 主幹	田中 典子	36		
17	〃 主任主事	鵜飼 瞳	37		
18	生涯学習推進課 課長	鈴田 正則	38		
19	〃 課長補佐	夏井 寿	39		
20	図書館 館長	中川 礼治	40		
	〃 館長補佐	中嶋 美津江			

平成27年3月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成27年3月12日（木） 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

① 議案第75号

松戸市教育功労者の表彰について (学務課) … p 1

② 議案第76号

松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員の
委嘱について (教育施設課) … p 14

③ 議案第77号

松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について (社会教育課) … p 16

④ 議案第78号

松戸市立博物館等資料選定評価委員の委嘱について (博物館) … p 18

(2) 報告等

① 松戸市社会教育計画（案）のパブリックコメントの実施に
ついて (社会教育課)

② 松戸市図書館整備計画（案）のパブリックコメントの実施
について (図書館)

③ 生涯学習センター建設予定地の変更について (社会教育課)

④ 戸定邸庭園国指定名勝記念式典の開催について (戸定歴史館)

4 その他

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、4名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 ただいまから平成27年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を松田委員にお願いします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案4件、報告等が数件ございます。

◎議案第75号

委員長 初めに、議案第75号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 よろしく願いいたします。

議案第75号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明させていただきます。

松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、多年にわたり校長あるいは教頭として、松戸市の教育の振興発展に努め、その功績が顕著であったものに表彰状を贈呈するものでございます。

表彰該当の校長先生、教頭先生は2ページをごらんください。校長9名、教頭2名、計11名の管理職の先生方に表彰状を贈呈するものでございます。

3ページから13ページに各表彰される校長先生、教頭先生の推薦調書を載せてあります。人数が多いので、個々の先生方の説明は省略させていただきますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

議案第75号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

松田委員 それでは、幾つか質問と意見も一緒でよろしいですか。

委員長 はい。いいです。どうぞ。

松田委員 まず3ページなのですが、渡邊功吉先生のところ、括弧書きで経歴が示されているのですが、この括弧というのはどういう意味を持つものなんでしょうか。

学務課長 校長職として行政機関に出向しておりますので、その期間については括弧書きということで書かせていただきました。

委員長 それは、その他の方も同じ意味に理解していいですね。

学務課長 はい。

松田委員 なぜご質問させてもらったのかと言いますと、実はこういった表彰の名簿というのは、将来的にも非常にさまざまな受賞機会の原簿となってまいりますので、できるだけ細かく書いたほうがいいのではないかと頭にあります。そういう形で例えば5ページを見ますと、齋藤善道先生が書いてありまして、経歴が1個ということになっています。齋藤先生は、他市で校長をやっておられましたけれども、そこは行政でないから括弧書きというふうにもならないのかというふうに考えてみますと、例えば渡邊功吉先生は葛南の事務所長をやっておられまして、松戸市とはある程度距離を置くところにお勤めだったということになってきますと、何か一貫性というものがないのではないかと心配になったものですから、それで質問させていただきました。

学務課長 ありがとうございます。5ページの齋藤善道校長先生につきましては、ご指摘をいただいたとおり、平成22年2月1日から平成24年3月31日まで流山市立東部中学校で校長を務めておられます。

今、松田委員からご指摘をいただいたように、校長としての功績をこういう記録として残すためには、きちんと記入したほうが適切であると思われまますので、訂正をさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

―― 加えていただいているのか。

学務課長 加えます。

―― 松戸市だからじゃないのか。

学務課長 これも括弧で加えさせていただきます。

松田委員 どうもありがとうございました。ぜひ、その辺はどう統一しているのか私もわかりませんので、統一すると同時に、できるだけ細かく業績をたたえるような足跡を残せばいいのかなというふうに思いましたので、ご意見を申し上げました。

ありがとうございました。

委員長 という意味では、本日11名の方が教育功労者としての表彰を受けますが、これでもれはないということによろしいですね。

学務課長 今年度末、定年退職された校長先生方、あるいは定年前にご事情があつておやめになった教頭先生につきまして、11名ということで確認をしてございます。これに間違いはございません。

委員長 人数の確認もそうですが、経歴についての確認もこれによろしいですね。松田委員が今指摘してくださったので、経歴をきちっと残そうという趣旨です。

学務課長 再度確認をいたしまして、事務局のほうに記録をお渡ししたいと思います。

委員長 そうですね。もし仮にあつたら、それはこの委員会としては了承しているという理解でいいかと思えます。

よろしゅうございますね。

松田委員 はい。ぜひよろしくお願いします。

市場委員 今、松田委員の質問と少し似たようなところがありますけれども、表彰の対象は教頭先生、校長先生として主に活躍された先生方ということですが、そこに並列されてこの統括教育事務所主任管理主事というこういう経歴もあります。教頭先生とか校長先生と並ぶ行政の役職という基準があるということですね。

学務課長 その通りでございます。

山田委員 この内容については、直接意見があるものではございません。よろしくお伝えいただければと思いますが、主に今の管理職とかあるいは行政の職場のほうでご活躍をいただいたことに大変な功労がある、これ間違いないことなんですが、私は教育現場のことはよくわからないんですけれども、やはり役職でなく退職なさる先生方も恐らく多くいらっしゃるん

だろうと思います。

こういう光が当たるという意味では、その責任をとってこられた先生方に表彰するのはもちろんのこと、そうでない退職をされる先生方という方も恐らく多くいらっしゃるということなんだろうなと思います。

退職の状況とか、あるいはそういう方はそういう方で、それぞれの現場で何らかの謝意が伝えられるんだろうと思うんですが、そういう仕組みがあるのかどうかというあたり、教えていただければと思います。

学務課長 一般の先生方につきましては、永年勤続の感謝状については、市のほうから出させていただいております。

委員長 よろしいですか。

ほかになれば、質疑及び討論は終結し、採決したいと思いますよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第75号について採決いたします。

議案第75号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第75号は修正も含め、原案どおり決定いたしました。

◎議案第76号

委員長 次に、議案第76号「松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

教育施設課長 議案第76号「松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員の委嘱について」ご説明いたします。

議案書の14ページをごらんいただきたいと思います。

松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会条例第4条第1項の規定に基づき、別紙の者を松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員に委嘱するものでございます。

本条例につきましては、今日2日、市議会でも可決され、同日に公布及び施行されております。

次に、提案理由でございますが、松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会の設置に伴う同委員を委嘱するためでございます。

次に、委嘱する委員でございますが、15ページにお示ししております。まず、学識経験を有する者といたしましては、橋本一成氏、真鍋雅史氏、横山計三氏の3人でございます。

本市の職員といたしましては、槇島直樹氏ひとりでございます。

また、教育委員会が必要と認める者といたしましては、澤谷奈緒美氏ひとりでございます。各委員の現職につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、任期につきましては、委嘱の日から平成29年3月31日までといたしました。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

議案第76号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 真鍋先生と横山先生の、主なここでの役割を確認をしたいんですが、ご専門を含めて補足していただけるとありがたいんですが。

教育施設課長補佐 実際に大学名申し上げてしまいますけれども、真鍋先生につきましては、嘉悦大学の准教授でいらっしゃいます。専門は経済学等々ということで、過去の空調設備の他市の選定委員なんかもご経験というふうに聞いています。

それから横山先生でございますが、工学院大学の建築学部の教授でいらっしゃいます。建築設備がご専門ということで、空調設備にも極めて明るい方でございます。

以上でよろしいでしょうか。

山田委員 橋本先生は、いわゆる弁護士で一般の契約に関して役割を果たしていただくということですか。

教育施設課長補佐 そうということです。今回のPFI事業というのは、13年間にわたる長期の継続契約でございますので、市がリスクを負うのか事業者がリスクを負うのかということ、明確に決めなければいけません。その辺が契約書に盛り込まれる形になるので、法的な専門的な知識を使っていただきたいというふうに思っているものでございます。

山田委員 ありがとうございます。関連していいですか。

PFIの事業自体は初めてですか。教育委員会が初めて、松戸市がそもそも初めて。そうすると、この契約形態等については、経験がおありになるのは、弁護士の先生とそれから真

鍋先生も他の市のそういう選定委員等なさったというふうに今お聞きしたということによろしいでしょうか。

教育施設課長補佐 先行時でのこの空調設備のPFI事業というのは、関西圏で非常に多くて、関東では川崎がございます。

どこの委員をやったかというのは、ちょっと私どもも全部は調べておりませんが、例えば神戸市で経験しているというふうに聞いています。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 経験者に入っていただくというのはありがたいですね。

この委嘱は小中学校の両方を含むという意味で、任期は委嘱の日から平成29年3月31日までとあり、ちょっと長いですね。

松戸市立松ヶ丘小学校の校長先生の澤谷先生ですか、この方は、学校側の代表として意見を述べるという趣旨で理解していいんですか。

教育施設課長補佐 今、委員長ご案内のとおりでござりますが、学校現場の方もおひとり入っていただきたいというのが、手前ども事務局の希望でございました。

そういうことで、校長会のほうから推薦をいただいて、澤谷先生を推薦いただいたものでございます。

以上です。

市場委員 今、關先生のほうから、任期のことが出ましたけれども、29年3月31日までになっていますが、それまでにどういうところまでやって次にまた引き継ぐとか、そういう計画みたいなもの、教えてください。

教育施設課長補佐 当該事業につきましては、今の考えでありますけれども、平成28年12月末日までに空調設備全てを整備してもらいたいという条件をつける予定でございます。

ただ、事務局の希望としては、夏休みに全て終わってもらいたいという希望もあわせて表示することになります。そうすると、その前のステップが契約行為になるわけですが、契約までを見取ってもらえばいいというふうには思うんですが、その後も整備完了までをという、そういう考えもございます。それで29年3月31日というふうにしてございます。

市場委員 先ほど、十何年にわたる長い事業だっていう話がありましたけれども、その後は、市のほうで教育委員会のほうで管理を続けるという意味ですか。

教育施設課長補佐 このPFI事業は、維持管理も含んでおります。したがって、エネルギーのモニタリング等々、その提出するのはPFI事業者のほうからうちのほうに出てくる

形になります。その辺のチェックはうちのほうとPFI事業者でやっていくということでございます。

市場委員 ありがとうございます。

委員長 この議案は、PFI事業者を選定するだけの委員ということですね。したがって、その後のことについては、この人たちの任務ではなくなります。したがって、選定業者、その事業者を正しく選定したかどうかというのは、実際は後日我々が検査することになってしまうことになるんですよね。これは仕方ないことでしょうか。この選定委員の人たちには責任はない。選定をお願いしているんだから。あとは、その選定をした業者がちょっと業者としては不適格であったかどうかということについては、我々は事後的にチェックしていつてしつかりやりなさいよというふうなことしかできないでしょうね。

教育施設課長補佐 事業者の選定に当たってのプロセスは、公募型プロポーザルっていうのを予定しています。それでこれは、事業者のほうから提案を求める形になるんですが、その審査を今年の12月に予定しております。

そこで選定委員は、最優秀提案者とその次に優秀な次点者を選ぶという作業が一番のメインの仕事になります。その後市は、事業者と契約すべく、優先交渉権者を決定することになります。この優先交渉権者を決定する責任は市のほうにあるというふうに思っています。現実的には、最優秀提案者が優先交渉権者になって、契約の相手方になっていくっていうプロセスが普通でございます。

以上でございます。

委員長 ということでよろしゅうございますか、山田委員。

山田委員 はい。念のため確認です。

榎島総合政策部長が入られているということですが、これはあくまでも事務局はこちらですよね。教育委員会ですよね。委員として、総合政策部長が代わられればまた代えていくということになって、これは指定席というか市長部局からお手伝いを確実にいただくために、榎島部長には入っていただいて、澤谷校長もかわられたらまたこれは校長会で推薦をしていくということでしょうか。

先ほどの過程を見ていくということが、途中でぼけないように流れというか、事務局のありかだけを念のため確認したいと思います。こちらでいいかどうかを改めて。

教育施設課長補佐 委員ご案内のとおりでございます。榎島部長は、総合政策部長で、充て職という考えてございますので、退職等々ございましたら、次の総合政策部長に引き継いでも

らうという考えでございます。

同様に澤谷校長先生についても、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

委員長 つまり我々がここで審議できるのは、選定委員をどのように選んでいただいたか、その人たちの職務は何であるかを確認することです。あとは流れに沿って動くことになるでしょう。けれども、金額が金額です。しかも工事の内容は、小中学校の空調設備についてですから、子供たちの教育環境に著しく影響がある。したがって間違いのない事業者を選定する。その思いでここでは慎重になっているというふうにご理解ください。

松田委員 ちょっとこの直接の議題とは関係ないんですが、よろしいでしょうか。

委員長 関連するという理解で、どうぞお願いします。

松田委員 関連するという意味では関連するんですが、この空調設備によって、どのように教育課程とかが変わってくるかというような、話し合いは、いつごろから進めていくか、予定はありますでしょうか。

例えば、この空調設備によって澤谷委員がいろいろこれに携わっていくわけですがけれども、学校の将来像というか、これによってどんなふうに学校が変わってくるのかという見通しが立たない限りは、なかなか発言もできないだろうと思うわけです。そうすると、空調設備が学校で整ったことによって、何か例えばいろいろ先生方が忙しいとか言われている中で、夏休みをどう使うかっていうふうなこととか、そういうような話し合いってというのは進んでいるのか、あるいはこれから進める予定があるのか、その辺を関連としてお聞かせください。

学校教育部長 今のところ、まだ表立った話の中は出てきておりませんが、やはり我々としてもその辺も含めて、検討はしていかなきゃいけないということは出ております。

学校週5日制の部分で土曜授業がどうだとか、授業時数がどうだとかっていう話もありますので、その辺も含めたことは校長会も含めた学校教育課程の中身について、今後検討していかなければいけないだろうっていうのは、この空調設備とあわせた部分でどうなるかは別として、そういう話は出ております。まだ、表立った大きいところでは出ておりません。

以上でございます。

松田委員 わかりました。澤谷委員に期待したいと思います。

委員長 お聞きしたいことはそれでよろしいですか。教育長、補足することはありますか。

教育長 澤谷委員は、ここの場ではそういう発言は多分必要ないっていう、余りないと思います。

松田委員 校長会と連携はとっていかなきゃいけないですね、かなり。教育委員会とも。

教育長 ただ、これはもう事業者の選定なので。

委員長 記録をとる必要上、順番で発言をお願いします。

教育長 今の部長の話と違う視点から言うと、費用対効果の面で、これだけ教育環境をそろえたんだからっていうふうな視点での発言は既に議会でもありますから、別の場でのそれは議論になるのかなど。これはもう事業者の選定の場なので。むしろ澤谷委員が校長会から推薦されたのは、女性っていう視点とそれから中学校よりも小学校の経営者であると。そういう目から見てエアコンの設置について、どういう意見を持っているのかなということを中心に、選定をとるというふうに私は伺っている。

松田委員 よろしいですか。私はやっぱりその意見については、ちょっと承服しかねるところがあります。やっぱり教育課程と連動して、空調設備をどう整えていくかっていうことが必要で、そのための要件というようなものもしっかり伝えた上で、事業者を選定していくという、そういうことが必要なのではないかと思います。いかがなものなんでしょうか。

山田委員 すみません、どちらの応援でもありません。確認なんですけれども、事業者の選定委員会の委員が事業者の選定をする過程で示すところに、当然先ほどの公募型プロポーザルというものの実施も入っているわけですよね。公募型プロポーザルの実施のところに、その基本仕様みたいなものを示すということもあるんですか。ちょっとわかりません。その辺のところと、今松田委員のところでは気にするとすれば、例えばこういう場合に、一教室だけ冷房を入れたいということは、できるできないとか、こういうような時間帯にこういう使い方をするのは、非常に経済効率が悪いからだめですという仕組みなのかそうでないのかとか、使い勝手とか教育効果に関連して、かかわる部分ってというのが委員としてあるのかどうかと。それがないんだったら、教育長おっしゃるとおり、それはその手前までの話で、それはそこから先、事務局中心でやっていくんだってということになるのか、ちょっとそこを確認したいなと思うんですけれども。

教育施設課長補佐 今の現段階で、実際の具体の提案項目というのは、お示しできる状況にはございませんが、提案する事業者には、ちゃんと理念を語ってもらうようなペーパーを用意することになります。ただ、冷房設置をする部屋はどこだということは、6月に公募する段階で明確にこれは決めてしまいます。なので、それも条件として決めてしまいますので、どこをやったほうがいいのか、こっちも冷やすべきだ、この議論はありません。

あと、選定委員会の中では冷房後の例えば夏休みを短くするであろうとかっていう議論は、

余り想定はしておりません。

以上でございます。

委員長 気持ちはわかりますね。

教育長 気持ちはわかるけれども、あくまで事業者の選定なので。さっき部長が言った議論は、これは学校教育部でこれから進めていくということです。

委員長 わかります。ただ、松田委員の気持ちは、僕もよくわかるんですよ。つまり、今こういう冷房の機械は、技術革新が激しいんです。例えば、人間がいるところに集中的に空気を冷やしてあげようとか、そういうものがいっぱいあるんですね。松田委員が言いたいことは、そういう設備を設置する場合に、それぞれ設置業者がどのような機械を予定して、教育効果があるような冷房設備はどんなものがあるか、ということはある程度採用した設置業者をお願いしたい、ということですね。そこは僕もよくわかります。

校長先生が参加するということは、教室の大きさ、あるいは仕組み、あるいは音響だとかそんなことをいろいろ知っている人が中に入ることになるから、空調設備もその声を反映した形にしてほしいということだと思います。

松田委員 まさにそのとおりであります。

教育施設課長補佐 委員長、おっしゃったとおり、空調機器の部分についてはもちろん提案がございますので、こんないい利点があるとかっていうのをアピールするような提案になっているので、それを審議していただき、しかるべき業者の決定が一番優秀な提案だということで選ばれることになると思います。

加えまして、先ほど少し申し忘れたんですが、稼働日数とか温度設定っていうのは条件設定します。したがって、夏の稼働時期は何日間、教室は何日間、管理部門は何日間、この設定条件を示してしまいますので、これをもって13年間の維持管理費用を事業者ははじいてくるわけです。

ということで、例えばその事業者が決まってから、維持管理の期間中に稼働日数が変わったりするということであれば、これは条件が変更になりますので、増額の費用が発生することもあり得ます。ただ、絶対ないとは言えませんので、それは変更すべき、しかるべき理由があれば変更ができるということだというふうに思っています。

以上でございます。

委員長 そうですね。契約内容の変更になりますから、それはわかります。

教育委員として松田委員が心配された、あるいは期待したのは、校長先生がせっかく参加

しているんだから、そういう点を意見として述べて、業者に理解していただきたいということだと思います。よろしくお願いします。

山田委員は納得できましたか。

山田委員 いやいや、納得はしています。よろしくお願いします。

それともう一つ、よろしくお願いしついでに申し上げますと、先ほど榎島部長は、言葉上充て職でということおっしゃいました。私も別の団体当時、市の充て職経験は何回かあるんですけども、やはり、役割があつて委員会は構成されるので、例えば市有財産、市の教育施設は市有財産になるわけで、その代表者として榎島部長恐らく、そっち側の視点から入られるのかなということ想像しているんです。違うのでしょうか、それがわかりません。そういうことを含めて、澤谷校長は当然今度は学校管理者としての視点を代弁するためにいるわけで、そこはさっきの話と通じるんですけども、どういう役割を果たしていただきたいかというときに、やはり澤谷校長は、私そんなつもりじゃないとおっしゃるかもしれませんが、やっぱり最大限教育効果が上がるようなことを主張していただかないという意味がないと思うんです。

だから、充て職という言葉のちょっとマイナスな部分を言うと、数合わせとかそれから女性の視点というのもありますけれども、やはりそこは責任を持ってかかわっていただきたいということを期待をしたいということで、その役割を事務局でうまく導き出して、よい成果を上げていただけますようお願いしたいというのが、その先のお願いでございます。

委員長 そうですね。それは審議会での議論の進め方にかかわってきますね。事務局ではぜひそういうふうに誘導して審議を進めてください。

本件の議案は、選定委員を委嘱するということです。ご意見が出尽くしたようですので、そろそろ質疑及び討論を終結し採決したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第76号を採決いたします。

議案第76号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第76号は原案どおり決定いたしました。

委員長 次に、議案第77号になります。議案第77号「松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

社会教育課長 では、議案第77号「松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、松戸市美術品等選定評価委員条例の制定に伴い、新たに委員を委嘱するためでございます。この条例の制定につきましては、先の12月定例議会にて規則や要綱により設置している委員会を、地方自治法に基づく附属機関として位置づける見直しを図り、条例化したものでございます。

美術品等選定評価委員の任期につきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間でございます。

提案いたしました委員候補者名簿につきましては、次のページになります。

新任者5名について、提案理由をご説明いたします。まず、1人目、坂本満氏は、金沢美術工芸大学客員教授を務められ、現在はお茶の水女子大学名誉教授、国立歴史民族博物館名誉教授でございます。専門分野は西洋版画史でございます。

2人目の青木茂氏は文星芸術大学特任教授で、専門分野は明治美術でございます。

3人目の岩切信一郎氏は、新渡戸文化短期大学教授で、専門分野は近代日本版画史でございます。

4人目の歌田眞介氏は、東京藝術大学名誉教授で、専門分野は絵画の保存修復でございます。

最後に5人目の古田亮氏は、東京藝術大学美術館准教授で、専門分野は近代日本美術史でございます。

以上5人の候補はいずれも、美術史研究の各分野における第一人者であり、なおかつ大学や美術館における経験豊富な方々でありますので、美術品等の収集に関する選定及び評価について、適切にご審議をいただけるものと考えております。

なお、今回提案いたしました委員候補者全員、条例制定以前の要綱のときから、松戸市美術品等選定評価委員として、ご指導いただいております方々でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第77号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

松田委員 質問させていただきます。

この条例が設置されるときに、実は国際美術品等選定評価委員会というのと、それから文書郷土資料等選定評価委員会とこの3つの委員会があって、これに統一していくんだというように、ご説明をいただいた記憶があります。そうしますと、今回選ばれた委員というのは、これはその委員会から平等に選ばれてきたものなののでしょうか。それともまた別な選ばれ方をしたのでしょうか。その辺を教えてください。

社会教育課長 今回の委員5人の方ですけれども、美術品の専門分野における第一人者の方々でございます。こちらの方々につきましては、現在美術館準備室で松戸ゆかりの美術館の作品を収集してございますけれども、そちらに特化された専門分野の方々でございます。

現在、文書につきましては博物館で、国際美術品につきましては、こちら美術品等選定評価委員としての任務としては入ってございません。

松田委員 そうすると、前の松戸市美術品等選定評価委員会っていうそのものがそのまま移ってきたというふうに考えてよろしいんですか。その委員5人がそのまま横に移動ということですか。

社会教育課長 国際美術造形……

松田委員 造形と国際美術と文書郷土資料という3つの委員会がありましたですね。

社会教育課長 この委員の方たちですけれども、造形の委員の方が、こちらに移ってきた方々でございます。

松田委員 それは、バランス的に大丈夫なんでしょうか。3つの委員会が統合したという形になっているにもかかわらず、一つの委員会から全て移動した人たちとなると、問題はありませんか。

社会教育課長 国際美術品については、現在収集してございません。美術館構想が持ち上がったときに、美術館としての目玉になるものということで、シルクロード関係の美術品を収集するに当たって、国際分野の委員がいらっしゃったんですけれども、現在その分野については、市としては取り扱っていないということでございます。

松田委員 わかりました。実質をとったということですね。

社会教育課長 はい。

松田委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

山田委員、よろしいですか。

山田委員 ありがとうございます。挙手を改めてさせていただきます。

この先生方については、引き続きお願いするということに結局なるということで、27年4月から2年間ということ、ぜひ力を発揮していただきたいんですが、発揮していただくためのこの環境についての話になって、直接委員の先生方の話とは違うかもしれませんが、この美術品等、博物館はまた次あるようではございますけれども、博物館と違って美術品を展示していく方針について、そういう場所の問題、器の問題等について、今教えていただける範囲のことをちょっと教えていただきたいと。ぜひ、それで先生方には活躍をしていただきたいと思うんですが、先立つものが場所とお金であると思うんです。お金もなんではございますけれども、特に場所等について、改めて今お聞きできる範囲で教えてください。

社会教育課長 美術品を展示する場所ということでございます。確かに現在、常設して展示する場所がなく、隔年で戸定歴史館、もしくは博物館でそういった企画展を実施しているところでございます。

美術館につきましては、以前、21世紀の森と広場のところに建設の構想が立ち上がったというふうに聞いておりましたが、歴史博物館が建設されて、当時の市長が、美術館については当分の間見合わせたいというようなことで、現在に至っているところでございます。

美術館準備室を所管します所属長としましては、長年の夢である美術館については、もし許されるならばどこかだと思うのですが、財政事情が大変厳しい折、新たな土地の取得等も大変厳しいので、今後は全体の公共施設の再編の中で機会を捉えて、関係部局と協議を進めていければというふうには思っております。

以上でございます。

山田委員 ぜひ、お願いします。その常設で常にやはり何点でもいいですから、松戸の美術品が出てくると。触れることができるということ、そこは胸を張って子供たち、あるいは子供たちだけでなく、いろんな年代の方にも触れていただけるようなことを、やっぱり努力をするということは、これからの時代非常に大切な気がいたします。

場所については、私どもでは何とも言えませんが、ぜひ何とか場所を確保して、廊下1本でもいいですから、どこかに確保して、常に見せていくというようなことをやっていただくためには、これは行政が頑張らないとできないと思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

市場委員 今、なかなか厳しい状況だという話が出ましたけれども、実際そういう状況で、こ

の選定委員会の委員の先生方の具体的なお仕事というのは、どういうものになっていくんですか。

社会教育課長 これまで委員の先生方には、松戸ゆかりの美術品の収集等に各専門分野の見地からご意見をいただくというようなところで、ご指導いただいているところですが、松戸ゆかりの作家の作品につきましては、何もしないでいると作品が散逸してしまいます。ですので、そういった貴重な一級品の作品をできる限り市のほうで収集させていただいて、後世に伝えていきたいというふうに考えているところで、この専門の委員の方たちに、ご指導いただきたいというふうに考えているところでございます。

市場委員 何か定期的に委員会みたいなものが開かれたりしてとかっていうことなんですか、これは。そういうものではないんですか。

社会教育課長 定期的にはございません。作品が見つかって、または寄贈の申し入れ、もしくは作品の購入の申し入れ等があったときに、適宜開催させていただきたいというふうに思っているところでございます。

市場委員 ありがとうございます。

生涯学習部長 今、社会教育課長が趣旨は説明したとおりなんですけれども、実際に松戸市にはそういう価値ある美術品を購入しようとするための、美術品等購入基金というものが設置されています。ですから、それで今購入っていう話も出たと思うんですが、購入をする場合は、この選定評価委員会のほうに評価していただいて、その基金を使って購入するという形で、価値あるものを後世に伝えていきたいということになると思います。

委員長 ちなみに、今どのくらいの基金の余裕があるんですか。

社会教育課長 現在、約2億円の基金残高となっております。

委員長 そうですか。ありがとうございました。

大分長期にわたって、この方たちに委員になっていただいております。コンセプトとしては、何でもかんでもというのではなく、松戸ゆかりの美術品ということにおくというのが、しばらくの間続く、それはそれで一つ重要なことですね。今のところそういうコンセプトでお願いしているということです。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第77号につきましては、質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第77号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。ご異議がないものと認め、議案第77号は原案どおり決定いたしました。

ちなみに、岩切先生の所属が、新渡戸文化短期大学とありますね。この大学は新渡戸稲造と関係あるんですか。

社会教育課長 所在は東京都中野区です。新渡戸稲造氏と関係があるかというのは、申しわけございません、わかりません。多分、関係あるんだと思います。すみません、お答えになっていませんね。

委員長 いやいや、全く議案とは関係ないんですが、新渡戸と聞けば即稲造、あるいは内村鑑三とセットですから、そういう意味でお伺いだけです。

ありがとうございました。

◎議案第78号について

委員長 次に、議案第78号「松戸市立博物館等資料選定評価委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

博物館次長 松戸市立博物館等資料選定評価委員会につきましては、ただいま社会教育課長のほうからご説明申し上げました松戸市美術品等評価委員会と同様に、今年度市全体で取り組んでおります附属機関の見直しの一環により、その設置根拠が本年4月1日をもって要綱から条例に変更されるため、改めて同委員の委嘱を行うものでございます。

なお、松戸市立博物館等資料選定評価委員は、同委員会条例第3条及び第4条におきまして、委員は5人以内とし、学識経験を有する者、そのほか教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱すると規定されております。

委嘱予定者につきましては、2枚目の添付書類のほうをごらんください。

上の安蒜政雄氏からご説明申し上げます。明治大学の教授でございますが、松戸市にお生まれの方でございまして、松戸市在住の唯一の考古学者の方でございます。松戸市の考古学の資料に関しましては大変造詣が深い方で、当初、博物館開催時には展示検討委員会として旧石器時代の展示を監修し、当博物館の資料収集方針についても熟知をされている方でござ

います。

2人目、金子隆一氏でございますが、この方につきましては日本の写真史、特に日本の芸術写真の研究については、右に出る者はいないと称されている方でございます。あわせて東京都写真美術館の企画等も行っておりまして、国内のさまざまな写真展を企画し、協力されている方でございます。

3人目、久保田昌希氏でございますが、この方につきましては、博物館で収集される民俗資料につきましては、民家に伝わる民具が大部分を占めているわけでございますが、早くから民具に着目し、日本民具学会の創立に参加し、その理事を務めるなど日本の民具研究の第一人者の方でございます。また先ほどと同様に、博物館創立に当たっては展示検討会の委員として松戸の民族調査や展示にかかわる松戸市の民族について、大変造詣の深い方でございます。3人目の久保田昌希氏でございますが、この方につきましては、歴史学ということで駒澤大学の研究で、松戸市の古文書関係ですね、特にそういったものに平素からご協力をいただいている先生で、古文書に対して大変造詣の深い先生でございます。

次に、佐野賢治氏、神奈川大学の教授でございますけれども、この方につきましては、同じく民俗学におきまして大変造詣の深い、松戸市にとって資料収集にご協力をいただいている方でございます。

最後、松尾美恵子先生ですけれども、現在学習院女子大学の名誉教授ということで、この方につきましては、特に徳川家の総家の研究に造詣の深い方ございまして、松戸市の私どもの資料選定委員会につきましては、戸定歴史館で徳川家の資料収集にもご協力をいただいている方でございます。

なお、各委員さんですが、先ほどの美術選定委員さんと同じように、現在も委嘱されている方をそのまま継続させていただきたいと考えております。安蒜氏、金子氏、佐野氏については、今回で10期19年目、久保田氏につきましては5期9年目、松尾氏につきましては2期3年目ということで、長年にわたって博物館の資料収集にご協力をいただいている先生たちでございます。

なお、今回の委嘱に当たりましては、引き続きご協力をいただける旨、あらかじめご承諾をいただいていることを申し添えさせていただきたいと思っております。

以上、議案第78号「松戸市立博物館等資料選定評価委員の委嘱について」のご説明でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ありがとうございました。

議案第78号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

みなさん、それぞれ松戸市の博物館等については、いろいろとご相談にあずかったり、貢献されてきた方ばかりです。したがって、人選については異論がないかと思いますが、ちょっと確認させてください。きょうの審議の15ページは、構成委員のところに出選区分というのがあります。学識経験者、本市の職員。

ところが先ほどの17ページの松戸市美術品等選定評価委員及び今回の19ページの博物館等資料選定評価委員、これについてはその頭のところに出選区分というのがありません。これは学識経験者ということでの選定でしたでしょうか。

博物館次長 おっしゃるとおりでございます。職員から出るとかそういった区分がございませんので、みなさんが学識経験者ということをお願いをしているところでございます。

委員長 わかりました。松戸の教育の最後のほうに委員の皆さんの一覧表があります。この中では区分としては、大体統一されて書いてあります。今までの博物館と資料選定評価委員も学識経験者となっており、それから美術品等についても学識経験者と、ほかの委員の皆さんと大体それで表記が一致している形になります。確認というのは、今度松戸の教育に出す場合、それはどういう形になるのかなと思ってお聞きしました。

委員長 それでは、議案第78号について採決をいたします。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 議案第78号につきましては、原案どおり決定することによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第78号は原案どおり決定いたしました。

ありがとうございました。

今、事務局がインターネットで調べてくださったようです。新渡戸文化学園についてです。新渡戸稲造のことについて説明があります。本学の前身は女子経済専門学校であって、新渡戸稲造がこの女子経済専門学校の初代校長になり、森本厚吉とともに、新渡戸文化学園の礎を築いた人のようです。

ありがとうございました。

◎議案第79号について

委員長 さて、次の議案ですが、お手元に配付のとおり、委員長の私から議案第79号を提出させていただきます。これを本日の日程に追加変更の上、ただちに議題としたいと思います。よろしゅうございますか。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第79号を本日の日程に追加変更の上、ただちに議題とすることに決定します。

なお、議案第79号は市長に対し意見を申し入れる事項であって、市長の意思決定にかかる重要な事項に属するものであります。

また、人事に関する案件でもあります。

したがって、議案第79号の審議を秘密会とさせていただきたいと思ってお諮りいたします。

松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これより秘密会といたします。

なお、秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第79号につきましては、記録を残したいと考えています。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、そのとおりに取り扱います。

それでは、松戸市教育委員会会議規則14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴人はご退席願います。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部参事監、教育企画課長、教育企画専門監、以上でございます。その他の方はご退席願います。

傍聴人の方にお伝えします。この議案は、さほど審議時間はかからないと思っています。この審議の後に、4件ほど報告事案があり、恐らく傍聴人の方にも関心を持っていただける内容ではないかと思えます。したがって、お時間が許す限り、場合によっては外でしばしお待ちいただいて、また再度お入りいただいても構いません。おまかせいたしますので、よろしく願います。

(指定職員以外の退室)

委員長 よろしゅうございますか。

それでは議案第79号「松戸市教育委員会委員の辞職について」を議題といたします。

なお、教育長は利害関係人ですので、この際ご退席願います。

(教育長退席)

委員長 それでは、議案第79号「松戸市教育委員会委員の辞職について」をご説明願います。

教育企画課長、どうぞ。皆さん、お手元に資料ございますね。

教育企画課長 それでは、議案第79号についてご説明をいたします。「松戸市教育委員会委員の辞職について」でございますが、今、退席されました伊藤教育長でございますが、平成27年4月1日付をもちまして、新教育長を選任するに当たりまして、教育委員を辞する必要があるため、ご提案をいたします。

ご案内のとおり、新しい教育長、新教育長は教育委員ではなくなるものですから、4月1日から新教育長になっていただくためには、まず教育委員を辞するということが必要になります。これにつきまして、まず同意をいただきます。

さらに、任命権者であります松戸市長の同意が必要になります。その上で、今の予定でございますけれども、3月24日松戸市議会本会議最終日に、新教育長の人事議案を市議会に提案をいたしまして、可決された後に4月1日付をもちまして新教育長として辞令を交付するところな予定であります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第79号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論を開始します。

―― 形式的な話なんですけれども、いつ教育委員をやめるということになるんですか。

教育企画課長 すみません、ちょっと説明が不足しておりました。3月31日をもって教育委員を辞職するということになります。したがって、3月31日を境にきりかわる。3月31日午後11時59分に現行の制度の教育長を辞職し、4月1日午前0時から新教育長と、こういうことになります。

委員長 もちろん、新教育長は議会の停止条件付です。

信任は議会の承認けれども、辞職は市長の同意。

教育企画課長 市長と教育委員会。

委員長 そうですね、教育委員会と市長、お願いします。

―― 同意なんですね。

―― 及び同意なんですね。私もびっくりした。やめられないんだ、勝手に。

教育企画課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、委員は当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができるかとされております。したがって、まず教育委員会の同意ということに関し、今お諮りしております。今後、ご承認いただいた場合は、この旨を市長のほうに報告、具体的には秘書課に報告をいたしまして、市長の同意をもらうということになります。

なお、現行制度の教育長は、委員の職を辞した場合は当然に教育長の職を失うものとされておりますので、3月31日をもって教育長は失職、で4月1日から新教育長にとこういうことになります。

委員長 そうですね。今の説明が正しい。私のさっきの発言は撤回します。教育長は今、教育委員ですので、教育委員を辞するときにはこの委員会の同意が必要。なおかつ市長の同意が必要。従来の教育長の選任は、この教育委員の中から選任、選出するということでしたが、もうその制度はなくなります。

ということですが、その手続の確認だけでよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第79号についての質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第79号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第79号は原案どおり決定いたしました。

以上で秘密会を終了いたします。

本日の議題は、以上です。

関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

(関係職員等入室)

委員長 お待たせいたしました。

議案第79号につきましては、原案どおり決定いたしました。そのことをご報告いたします。

◎報告等

委員長 次に、報告等です。

まず最初に、「松戸市社会教育計画(案)のパブリックコメントの実施について」をお願い

いします。

ご説明願います。

社会教育課長 では、「社会教育計画（案）のパブリックコメントの実施について」ご報告させていただきます。

このたび、社会環境の変化、個人や地域が抱える課題、また多種多様化する市民の学習要望などに応えるため、社会教育委員にご議論いただき、今後の社会教育行政が果たす役割と方向性を示す計画案を作成いたしましたので、内容を公表し市民からの意見募集を実施いたします。

初めに、パブリックコメントの実施についてでございますけれども、広報まつど3月15日号への掲載を予定しております。案の公表期間につきましては、お手元の資料のとおり3月17日火曜日から4月15日水曜日までの30日間を予定しております。

公表方法につきましては、市ホームページへの掲載、社会教育課、行政資料センター及び各支所での閲覧となります。

また、意見の提出方法としまして、社会教育課または各支所への持参、郵送、ファクス、Eメール、市ホームページ専用フォームへのいずれかの方法となっております。

では、計画案の概要についてご説明させていただきます。

最初に目次で、計画案のこちらの本編のほうでご説明させていただきたいと思いますが、ページめくっていただきまして目次がございます。こちらで計画案の構成についてご説明させていただきます。

まず第1章で社会教育計画の基本的な考え方としまして、本計画策定の趣旨、その目的、計画の期間を、そして計画の位置づけとして市における上位の計画や他の部門の諸計画との整合性に関することについて記してございます。

次に第2章、社会教育の現状と課題でございますが、1、基本認識では、さまざまな今日的課題が発生する中で、社会教育に求められる役割など、2は人口の推移、3は社会教育施策、事業の取り組みの経緯を、4では今年度実施しました市民アンケート調査結果、別冊の茶色いこちらで報告させていただいているものでございますけれども、そちらの主な内容を記してございます。5、6では、総合計画の第4次実施計画中、平成23年度から25年度に実施しました主な事業の成果と課題をお示ししてございます。

3章では、目指すべき将来像を描き、社会教育活動を推進する根本的な考えを基本理念として定めてございます。そして、基本理念を実現していくために、基本目標を掲げてござい

ます。

第4章では、この基本目標に沿って社会教育活動を促進するための施策を取りまとめてご
ざいます。

第5章では、社会教育の課題解決に向けた計画期間での重点的な取り組みをお示ししてご
ざいます。

第6章では、本計画の推進方法、評価について記載しております。

最後に資料編として本計画に関する資料、用語解説等を掲載しております。

以上が本計画の案の構成でございます。

続きまして、各章の細目についてご説明させていただきます。

3ページ、お願いいたします。

第1章の計画の基本的な考え方、計画の概要、策定の趣旨でございますけれども、少子高
齢化など今日的課題に対応した社会教育に関する施策や事業を体系的に整理しまして、社会
教育の振興に取り組むことを策定の目的としております。

2、計画期間でございますけれども、平成27年度から32年までの6年間としております。

次ページをお願いいたします。本計画の位置づけですが、教育基本法第17条で定める教育
振興基本計画、本市では総合計画に包含されておりますが、この基本計画のうち、社会教育
部門の計画であること。ただし、スポーツにつきましては、既にスポーツ振興マスタープラ
ンという個別計画が策定されておりますので、同計画との連携を図ることとしております。

次のページは社会教育の範囲をイメージで示させていただきます。

9ページをお願いいたします。

第2章、社会教育の現状と課題でございます。1、基本認識についてでございますけれど
も、国の教育行政の動向、また今日産業の空洞化、生産年齢人口の減少等、諸課題を抱える
中で、市民が地域で集い学び合いながら成果を生かし交流し合うことができるようにするな
ど、社会教育の重要性の高まりを記してございます。

次ページでございますが、こちらは、後期基本計画で示されております松戸市の将来人口
推移でございます。

次ページ3は、市の社会教育に関する施策や事業の取り組みの経緯を記してございます。

12ページをお願いいたします。社会教育活動の現状でございますけれども、市民アンケー
ト調査結果の主なものに記載してございます。(1)でございますけれども、社会教育活動
の意義について、市民の方は人間関係を広げることができる、生きがいに役立つ、社

会とのかかわりが深まると考えられる市民の方が多くいらっしゃいました。

(2) では、社会教育活動の主な内容でございますけれども、この1年で社会教育活動を行った市民は65%いらっしゃいます。その内容は健康、スポーツ、趣味とされる方が多くいらっしゃいました。

次ページお願いいたします。

社会教育活動を行わない方も34.3%いらっしゃるんですけれども、その理由でございますけれども、仕事が忙しい、時間がない、きっかけがつかめないとされる方が多くいらっしゃいました。

(4) 活動の主な方法でございますけれども、自宅での学習、サークルやクラブ、また民間の講座や教室、図書館、博物館での調べとされておりました。

次ページをお願いいたします。

情報の主な入手方法として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオのほか、広報まつど、インターネットとされる方も多くいらっしゃいました。

下の(6)でございますけれども、図書館の利用状況でございます。約6割もの市民の方が利用されていることがわかりました。

17ページでございます。

社会教育の成果でございますけれども、(1) では、社会教育施設で学習と成果の発表の機会を充実してきたことを挙げさせていただきました。

(2) では、全ての公立小学校で家庭教育学級を開催し、また幼児や中学生がいる保護者への家庭教育の支援を行うなど、学習機会の充実を図ってきたことを挙げさせていただいております。

(3) では、社会教育施設、スポーツ施設で学校外での体験活動等への機会を適用してきたことを挙げさせていただいております。

次ページお願いいたします。

(4) では博物館、戸定歴史館での郷土の歴史、文化への理解を深める企画展の開催、デジタル美術館などホームページでの情報提供、市内文化団体との共同による文化祭や美術展の開催など、松戸の歴史、文化等に係る学習活動を支援してきたことなどを成果として挙げさせていただいております。

次ページの6、社会教育の課題でございます。大きくは5項目取り上げてございます。

(1) では、社会の変化に伴い、さまざまな今日的課題が発生している中で、行政だけが

公共的課題の解決を担うのではなくて、市民みずから、また市民と行政が共にこれらの解決に取り組むための基礎となる学びを支援し、地域の課題にかかわる指導者を養成することを課題としております。

(2) では、家庭教育を課題に取り上げました。少子出産、核家族化により、家庭間での教育の機会が減るなど、家庭の教育力が低下してきていることから、家庭の教育力を高められるよう保護者への学習機会の充実、情報提供、相談機会の充実に向け、家庭、学校、地域のつながりを強める機会を設けることを課題としております。

(3) では、青少年の社会参加推進に向け、体験活動の機会の充実を取り上げました。青少年の心豊かな人間形成を図るためには、生活の場である家庭、学校、社会、それぞれの教育が機能を発揮するとともに連携して、その効果を高められるよう学校と連携し、家庭が行う教育の支援、学校を支援する社会教育活動の充実を課題としてございます。

次ページ(4)でございます。社会教育施設の整備・充実を課題に取り上げました。社会変化に適切に対応できる社会教育の拠点整備を、また現在策定を進めています図書館整備計画と連携し、図書館の整備を課題として記してございます。

そのほか、主な社会教育施設の課題として、博物館、戸定歴史館での郷土の歴史、文化への理解を深める企画展の充実などを課題としております。

(5) では、情報発信、効果的な発信を課題と取り上げました。学習活動の活性化を目的に開設しましたインターネット情報サイトまなびいネットがございますけれども、利用されている方が15%にとどまっております。利用の促進が課題となっています。

また、情報提供については、わかりやすく市民に行き渡るようにすること、社会教育は自由な学習であり学ばない自由というものもあることから、学習の必要性を感じてもらい情報提供の工夫を課題としております。なお、学習相談につきましても、市民が自己に適した学習活動を容認できるよう、相談体制の強化を課題としております。

25ページお願いいたします。

第3章、本計画における基本理念でございます。「自ら学び 学びあう、人と人がつながるまち～学習成果を生かすことができるまち」と決めました。

これは、市民が主役となって必要とする学習活動が盛んに行われ、その学習で得た成果を生かすことができる社会教育活動を推進することが、市民一人一人の幸せや心が通い合う地域社会の形成に役立つとの考えによるものです。

次ページをお願いいたします。

基本目標です。基本理念を実現するために、4つの基本目標を定めました。この目標は、社会教育委員から本計画を策定する上で特に重要となる視点としての提言の中で、施策の方向性として掲げられたものでございます。

基本目標の1は基本理念の市民一人一人が、いつでもどこでも必要に応じて学習活動が積極的に行うことができるための学習機会の充実に該当いたします。

基本目標の2は、基本目標1の学習機会に多くの市民が参加できる方策として、情報提供の充実を目指すものでございます。

基本目標の3、基本理念の学習の成果を生かすことによって、市民の生活の質を高め、地域社会に貢献するための人材育成や、施設の効果的な整備・運営等に該当いたします。

基本目標の4、こちらは基本理念の学習機会の提供等学習成果の活用を包含するものでございます。青少年に特定した理由でございますけれども、時代を担う青少年の健全育成はいつの時代でも重要な課題です。今日は特にその重要度が増してございます。そこで、青少年の社会教育活動をその生活の場である家庭、学校、地域社会が連携・協力して支援することを目指してまいります。

次に、31ページお願いいたします。

社会教育施策の体系図です。基本理念があり、この基本理念を実現するために基本目標、その基本目標に即して施策と事業を32ページから46ページにわたり整理しております。

32ページをお願いいたします。基本目標の1、多様なニーズに応え、地域の課題や歴史、文化、伝統に気づく学習機会の充実では、取り組むべき施策として、6項目上げております。

(1)では、市民が学習を通じて地域課題に関心を深め、その課題解決に必要な学習と情報提供に努めるほか、積極的に研修へ参加するなど、職員の資質向上を図ってまいります。

33ページ、(2)では、休日や夜間に講座を開設するなど、ライフスタイルに応じた学習機会の拡充を図ってまいります。

34ページ、(3)では、さまざまな理由で学習に参加しにくい人々への、学習支援に取り組みます。

35ページ、(4)では、松戸の歴史、文化、伝統により理解できるよう、市内の貴重な文化財などを活用する取り組みを進めます。

36ページの(5)、人権学習、国際理解学習、諸外国の生活文化、風習に触れ、国際的な視野を広げ、人権や平和についても考える交流学习の機会を提供してまいります。

37ページの(6)では、市内各大学や民間団体などと連携し、市民により多様な学習機会

を提供する取り組みを進めてまいります。

38ページ、基本目標の2でございます。市民を引きつけ、広く行き渡る情報提供、相談では、(1)情報の周知、情報を得る方策への配慮。(2)ICTを活用した情報提供の促進。40ページに、学習相談体制の充実。この3項目を取り上げました。38、39ページの(1)(2)でございますけれども、特に、学習活動の活性化を目的に開設しました、インターネット情報サイトが活用されていないということ、先ほど課題で申し上げました。その利用促進を図ってまいります。図書館では、従来の図書資料だけではなく、行政資料や、各種団体が発行するパンフレットなどを含め、課題の解決に必要な情報を幅広く提供してまいります。さらに、情報内容に即した、対象者への情報発信の強化に取り組むなど、効果的な情報提供に努めていきます。

また、次ページの40ページの(3)の学習相談においては、図書館等社会教育施設におけるレファレンスサービスなどの充実に取り組んでまいります。

次ページ、基本目標の3でございますけれども、3項目の施策を取り上げました。(1)ですが、地域の課題を見つけ、解決していくための基礎的な知識や手法を学ぶ機会を提供していきます。なお、地域で活動する介護や防災、環境などの各専門分野における人材育成は、各所管課で行い、教育委員会としては、人材育成で必要となる、基本的な部分での学習を提供するなど、各課との取り組みと連携を図ってまいります。また、多様な主体がつながり、活動の成果等の情報を交換するなど、交流の場のあり方を調査、研究し、新規事業として実施してまいります。

42ページの(2)でございますけれども、財政が厳しい中、新たな施設の整備は難しい状況でございますけれども、機会を捉えて必要な施設整備を図ることとしております。

44ページ、お願いいたします。(3)では、市民が主体となって、学習活動を企画、運営、評価する、いわゆる参加型学習活動の充実を図ってまいります。

次に、45ページの基本目標4でございますけれども、(1)では、家庭教育の充実を、(2)では、学校、家庭が連携し、学校支援ボランティア等の地域教育力の活用を進める、学校を核とした、地域コミュニティ活動の振興を図ってまいります。

次ページ、(3)では、青少年の健全育成に向けた、体験活動を含む、多様な学習事業を推進してまいります。青少年に対し、社会の変化に対応できる能力の育成と、みずから学ぶ意欲を高める観点から、集団活動の場、自然体験、勤労体験などをするための場を設けて、楽しみながらよき人間関係や、自然との接し方、及び社会への関心を育てるなど、多様な学

習体験活動事業を展開していきます。

(4) では、青少年の社会教育活動の充実に向け、指導者の養成を初め、情報交換などの事業を充実してまいります。

5章でございます。49ページをお願いいたします。ここでは、課題解決に向け、6年間という計画期間の中で、市民がこれからの時代をよりよく生きていくために、必要な学習活動と社会参画活動が、可能となるような環境づくりを目指した社会教育事業を、本計画の重点的な取り組みとして、本計画に位置づけました。

次ページの50ページ、重点1でございます。時代の変化や、今日的課題を踏まえ、地域課題の解決に資する市民の、多種多様な学習機会の提供に関する実践と研究を進めてまいります。

次ページの重点2でございますけれども、保護者が行う、家庭教育の支援事業の一環として、発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や、時代の変化に即した効果的な家庭教育の支援策について、研究、検討し、子育てに関する情報や学習機会の拡充に取り組んでまいります。

次ページ、重点3でございますけれども、市における生涯学習の中心施設の整備について、調査、研究し、図書館整備計画と連携した、生涯学習センターの計画策定に着手します。具体的には、松戸駅周辺まちづくり基本構想の新拠点ゾーンでの、図書館整備を進めてまいりたいと考えてございます。

次ページの重点4でございますけれども、市民の多種多様な学習活動や、社会の要請する学習機会の提供などに応えられるよう、職員の資質向上、適正な配置に努めてまいります。

続きまして、第6章でございます。57ページをお願いいたします。本章は、この計画に基づいて、施策や事業の推進方法と評価の方法を示させていただきました。まず、1の推進方法でございますけれども、施策の推進に当たっては、教育委員会だけでなく、関係する市長部局、関係団体との連携や協力を密にして行ってまいるということでございます。

次に、2の評価でございますけれども、本計画の進捗状況につきましては、社会教育委員会に報告いたします。また、事業については、年度ごとに点検、評価を行い、事業の改善に努めてまいります。全体の評価についてでございますけれども、市長部局を含めた、複数の部局に関連することから、松戸市の総合計画後期基本計画の「めざそう値」を評価指標としております。

以上、簡単ではございますけれども、松戸市社会教育計画案のご説明とさせていただきます。

す。

最後に、パブリックコメントの実施報告でございますけれども、市民の皆様からいただいた意見など、整理、集約、検討しまして、再度、社会教育委員会議にお謀りした上で、計画に反映すべきは反映し、最終的に取りまとめて、平成27年5月の、この教育委員会定例会議において、付議させていただきまして、成案化を予定してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 詳しい説明をありがとうございました。資料の57ページまで説明していただきました。

きょうはご報告だけにして、若干意見交換するということにしたいと思います。よろしゅうございますね。何か、お気づきの点ありましたら、お願いします。

松田委員 内容ですか。

委員長 内容でもいいです。

松田委員 パブコメについていいですか。

委員長 パブコメについてでもいいです。

松田委員 パブコメについて教えてください。このパブコメというのはなかなか難しいものだと思うのですが、パブコメの扱いについて、市または教育委員会としての、取り扱い方針というものは、あるのでしょうか。

委員長 つまり市長部局においてですか。

松田委員 市長部局でも、教育委員会でもいいんですが。

社会教育課長 行政計画案をつくるに当たって、ややもすると、内部でつくっていくときに、その策定の視点が狭義になってしまうようなことがあろうかと思えます。そのため、広く市民の方からご意見を頂戴しながら、その計画案に不足しているところなどは、ご意見を反映させて、よりよい計画にしていくということで、特に、方針というようなことは、私のほうでは聞いておりませんが、とりあえずパブリックコメントの趣旨にのっとり、多くの方々の市民の意見を反映できるものは反映して、よい計画としていくというようなことで進めていくということでございます。

松田委員 わかりました。ありがとうございます。

そのことについて。

委員長 今の件は、それでよろしいですか。

松田委員 今の件について、ちょっと述べさせていただきます。

委員長 どうぞ。

松田委員 パブコメは非常に一般的になってきていまして、透明性を図る上でも大変有効な手法なんだろうと思います。しかし、一方で、どうも私たちの話し合いというのは、声が大きい人が勝ちというようなところがあって、最終的に代表制、あるいは責任の担保された方々が作り上げたものに対して意見をいただいただけならいいんですけども、声が非常に大きい人が、比較的狭い範囲の見解、または責任のない立場でその計画を揺さぶるということが当然あり得るわけです。それに対して、丁寧に説明していくという方針が定まっていれば問題ありませんが、ない場合にはどう扱うのかによって、市民からも委員からも不信をかけてしまうことが心配です。やはり、パブコメをどう扱うのかというようなことを最初にきちんと決めて、そしてそれを実施していくというような方向が、非常に必要なのではないかなと思っていますので、一言、つけ加えさせていただきます。

委員長 これは次の図書館整備計画についても、パブリックコメントを求めるとありますが。

教育企画課長 それも同じですね。

委員長 図書館長、今の松田委員の質問について何かありますか。よろしゅうございますか。

僕もそれは気になっていました。つまり、パブリックコメントは国の組織でもいろいろやっています。我々もそれに応じて、意見を述べたことも結構あります。ただ、どうも松田委員が言うように、声の大きい、比較的、その通りやすいところの意見が通って、そうでない部分の意見が通りにくいというのは、どうもあるような気がします。そんな意味で、松戸市としては、パブリックコメントの取り扱い事項について、何か細則というか規則というか、内規のようなものがあるかということを質問されていると思います。

松田委員 はい、そうです。

委員長 それについてはないということですか。

教育企画課長 パブリックコメントに関しましては、松戸市のパブリックコメントに関する要綱というのを制定しております、それにのっとってやっております。

パブリックコメントの対象となるものについては、きょう説明しているような、いわゆる行政計画のほか、それから例えば、市民の方の権利義務に影響を与えるような条例の制定などもパブリックコメントの対象にしてございます。

パブリックコメントというのは、ご案内かと思いますが、計画の案の段階を、広く市民の方に公表して、それに対して意見を頂戴し、その意見に対して、市、あるいは市教委がどのような考えを持っているかということ、またコメントして公表すると、こういう手続でございまして。

したがいまして、行政の施策の立案に関し、広く市民の意見を取り入れるというためにやっているものでございます。

以上です。

委員長 もう一度確認します。教育企画課長、今おっしゃったのは、市長部局あるいは松戸市として、パブコメに関する要綱があるということですね。

教育企画課長 ございます。

松田委員 それ正式に何という名前かわかりますか。

教育企画課長 パブリックコメントに関する要綱。

松田委員 そうですか。

教育企画課長 そんな名前だったと思います。

松田委員 なるほど、よくわかりました。

委員長 それがあればということですが、中身を見ていないもんですから、どんな中身かわかりませんね。

松田委員 とりあえずはあるということがわかって安心しました。

市場委員 そのパブリックコメント、こういうのを1カ月、パブリックコメントを募集しますとやって、どの程度、数とか、実際に集まるか。それは内容によって、募集する内容によって全くさまざまだと思うんですけども、例えば、これを見てコメントしてくださいと言われて、普通の市民の方がこれをずっと全部読んでいってコメントするというのは、余り現実的な話じゃないんじゃないかと僕なんかは思うんですけども。もう少しコメントを得られるための努力というか、そういうものがどうなっているのかという話です。

社会教育課長 市ホームページに、パブリックコメントの実施状況というところで公表しているんですけども、26年度の実施状況で見ますと、「子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例の制定について」のパブリックコメント、こちら子育てということで関心が高かったのか、意見提出者としては104件、意見数としましては254でございますが、一方で、インフルエンザ等対策行動計画ということでは、意見で出されたのが、意見提出者数としては1人、意見数としては9件というようなことで、かける計画案等につきまして、市場委員がおっしゃられるように、意見の件数としては、まちまちではございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ということですが、納得いかないですか。

市場委員 いや、さっき松田委員とかがおっしゃったように、本当に責任のある方が、考えを持ってつくったものであるのも、これはこれで確かに非常に立派なものだと思うし、それこそ一般の方からコメントを求めるといっても、教育委員会の方々と同程度に社会教育について深く継続的に考えている市民の方が、残念ながらどれだけいるのかと言われると、またそれもかなり疑問だと思うんですね。だから、コメントを求めることの重要性もあるし、コメントをそれを踏まえた上で、多分また最終決定するのは確かに行政とかの役割なんだろうなということもまた思って、ちょっとなかなか考えがまとまりませんが、意見です。意見というか感想です。

委員長 市場委員のお考えはわかりますが、先ほどお答えいただいたように、例えば子育てなら子育てだけに興味ある人は結構いらっしゃいますね。この内容は、確かにボリュームがありますが、それぞれの分野で活躍している人たちは、それぞれの分野のところはかなり丁寧にお読みになると思います。それで、関心をお持ちになって意見を述べる。意見は結構出てくると思っています。

教育長 市場委員さんのご心配もわかるんですけども、そのご心配自体が、今の社会教育の課題だと思うんです。要するに、私はほとんど土日いろんなところに出かけて、社会教育団体の方々のいろんな活動を見ているんですけども、本当にいろんな方々が、たくさん頑張っているんですよ。でも、それは余り表面的にはなってもいけないというのは、市教委の抱える課題でもあるんです。それにかかわるこういう計画をつくって、果たしてどれだけの反響があるか。それも私たちにとっては、楽しみであると同時に、大きな課題をまた与えられるのかなという危惧でもあるわけです。でも、こういうことを繰り返していくしかないかなというふうに私は思います。

いずれにしても、松戸市が初めてつくる社会教育計画、これも恥ずかしいんですけども、初めてつくる計画なので、これをよりどころに、ここからどれだけ体系づけた社会教育が活動できるのかなという、そういう思いがあります。いろんな心配事を抱えながら、とにかくパブコメで反応を探ってみよう。そういうステップ。1つのステップとして捉えていただければというふうに思います。

委員長 そのキーワードは、先ほど説明にありましたけれども、市民が主役という言葉ですね。行政に任せきりにしないという意識をどのくらい持っていただけるかです。

いずれ細かいことはパブコメを見た上で最後の案が出てくる。それをここでまた議論することになりますね。

瀧田委員 今回大々的にまとめていただきました。社会教育に関するアンケート調査、この結果というのはかなり事実のような気がします。その結果を踏まえて、政策に反映していただきたく思いますので、結果発表に終わらずに、現実はどういうことが考えられるかということを検討していただきたいと思います。

10月にまつど社会教育フォーラムというのが開かれました。各種団体の長が、実際に活動している人が見えたと思うんです。その中から、何か見えてくることがありましたか。それについては、書いていないんですね。その結果からどういうことが見えたとか、どういうことが検討されたとか。出席した人たちも一生懸命理解してもらおう希望をもつて行ったと思うんですが、果たして十分なことを発表できたかどうかとなると、それだけの場がなかったという声もきいています。第一歩として、すごく大事なことだったと思います。まつど社会教育フォーラム、各種団体の連携を図るためのフォーラムでしたよね。そういうものを、また続いてやっていくということが必要と思われれます。1回アンケートの結果報告、パブリックコメント報告とったということに関しては、役所の業績にはなると思うんですが現場で実際にかかわっている人には、その中から何が生まれてきたのか。それだけ意見を出して、そこからどういう先が見えてきたのか、ということが一番大事だと思います。実際に、みんな一生懸命活動していますよ。それにはある程度リーダーが必要で、そのリーダーの専門性や資質の向上が問われる一方で、そのリーダーのボランティア性を要求されているわけですよ。ボランティア性の限界もありますし、次元の低いところで良いと言うわけではなく社会教育のあるべき姿としては、文化として高いものを目指していくというものがありますよね。専門のすばらしい指導者がいつも来てくれるかということ、来てくれるわけがない。やっぱりそこで育った者が、ある程度専門性を他の場面からも勉強して、力をつけていく。そういう場面の提供とか、リーダーの悩みを聞いて解決するとか、そういうことを役所はやっていく必要があります。その人たちがパブリックコメントを書いているか疑問です。あきらめのなかでも、一生懸命やっただけの現状があります。社会教育課の活動が平成15年ぐらいからでしたか活動がとまりました。予算がおりなくなったり、市民サービスの低下がみられました。実際に活動するのは、みんなメンバーなんですがある意味統括してくれて、大所高所から全体的な方向づけなり、さもなければ、1つずつの相談窓口みたいな、そんなもので解決していけば、ある程度、ボランティア性ということでやっていけるかもしれません。

課題はたくさんあります。社会教育12年前まではやっておりましたから。そのときは、2年に1冊ずつは提言書を出してきておりました。そういう古いものも少しは参考にしていた

だいて、今の時代に合ったステップアップをしていただきたいと本当に思います。それでないと、市民が文化的な生活を、通してもっと楽しみながら助け合う社会ができると思います。

例えばアンケートでも、一番やりたいことというのは、健康、スポーツに関する事、これがトップですね。アンケートの32.2%、社会教育の中スポーツは大きな1つの柱です。図書館も重要です。そういう分野を一緒にした中で、文化というのを考えていただきたいと、思いますスポーツと言うとチャンピオンスポーツを考える方が多いと思われませんが、普通の人がやっているスポーツは、生涯学習だと思います。宜しくお願いします。

言葉では家庭・地域連携やさしい表現ですが、実際に何を誰がどういうふうにするのかというのは本当に難しいですね。若い世代、今の50代の人たちにそれを引き継いでやっていただきたいと、思います。

委員長 先ほどのパブコメの要綱ですね。これでも実にいいこと言っています。今の瀧田委員の不満というか、思いは思いで聞いてください。ただ、パブコメの場合は、フォーラムをやった、あるいは意見を出した、それで終わりじゃないんですね。7条にこう書いてあるんです。市長は、前条の規定により呈された意見を考慮した上、政策の意思決定を行う。それが第1項。第2項、市長は政策の意思決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項、第7項に規定する非公開事件を除くけれども、その各事項について公表せよと言っている。その1つに、提出された意見の概要、それから、提出された意見に対する市長の考え方、それから政策の案の修正を行ったときは、その内容。市長はパブリックコメント手続の実施状況を随時公表しなさい。9条では、その公表は、本市の広報誌、及びホームページに掲載する方法をとる。

だから、パブコメに対する、リターンが要求されますね。だから、こっちのほうに出したほうが効果があります。

瀧田委員 そうですね。

委員長 その旨、お伝えください。

松田委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 要綱はこういうふうになっていますから、市長は必ず、それに対するレスポンスがあると思いますね。そういうオープンになった手続のほうが、声が大きいか弱いか関係なく客観性があると思いますね。

時間も相当たちました。よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

委員長 報告事項ですので、今後、委員会で大いに議論させていただきます。

ありがとうございました。

◎報告第2号

委員長 報告の第2です。「松戸市図書館整備計画（案）のパブリックコメントの実施について」をお願いします。

図書館長 それでは、「松戸市図書館整備計画（案）のパブリックコメントの実施について」ご報告させていただきます。

昨年、図書館整備計画審議会が設置されまして、6月から本年1月まで5回の審議会が開催されました。その間、委員の皆様には、図書館の現状を把握していただくため、現地活動、現地の施設を視察していただいたほか、市民の皆様のご意見等も参考にするため、昨年11月に図書館シンポジウムも開催いたしております。そのような経過を経まして、審議会からは2つの提言をいただいております。提言の内容につきましては、お手元の計画案の中に資料としておさめてございます。

提言の1つは、短期的な課題に関する提言でございまして、もう1つが、本計画案のもととなっている提言でございます。これらの点におきまして、審議内容等を整理し、松戸市立図書館の目指すべき将来のあり方、方向性を示し、市民にとって、より魅力的で利用しやすく、愛着が持てる将来像を描くとともに、その実現に向けて、必要な施策を網羅的に取りまとめましたものが、今回の計画案でございます。今後、この内容を公表し、市民の皆様からご意見を募集するパブリックコメントを実施するものでございます。

なお、先ほど、ご報告がございました社会教育計画と同時に、パブリックコメントを行いますことから、実施方法、実施期間等につきましては同様となっておりますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。

また、パブリックコメントに寄せられたご意見につきましては、集約、整理した後に、審議会においてご検討いただき、整備計画案に反映するなどの所要の修正を行い、社会教育基本計画と同様に、5月の教育委員会会議に付議をいたしまして、成案とさせていただきます。

それでは、続きまして、図書館整備計画案のご説明をさせていただきます。こちらのこの冊子で、この資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、表紙でございますけれども、表紙に、「まなびつながるどりーむ（夢）を実現する知のネットワーク～ま・つ・ど未来創造図書館～」とございます。こちらは、後ほどご説明いたしますけれども、本計画案における基本理念となっております。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。最初に目次で、本計画案の構成について、ご説明をさせていただきます。

まず、第1章でございますけれども、計画策定についてと題しまして、図書館整備計画を策定するに至った背景、及びその目的。そして、計画の位置づけ。位置づけと申しますのは、図書館関連法令や、市における上位の計画、ほかの部門の諸計画との整合性に関するものでございますけれども、それらについて記してございます。

続いて第2章の、松戸市立図書館の現状と課題でございますけれども、審議会の中でも種々のデータをお示しさせていただきましたが、それらを（2）の図書館施設の現状から（7）のアンケート結果まで、項目ごとに整理してございます。そして、それらを踏まえまして、（8）の、今後の松戸市立図書館が目指すべき方向性、こちらに取りまとめております。

第3章では、この方向性に基つきまして、基本理念を定めてございます。先ほどご案内いたしました基本理念でございます。

そして、この基本理念に基つきまして、第4章では、松戸市立図書館が目指す図書館像として、6つの図書館像をお示ししております。6つの図書館像は、次章の第5章、こちらにございますけれども、（1）の「知」と出会い、人と人をつなぐ図書館、から（6）の自ら学び行動する図書館までの6つでございますけれども、この章では、この図書館像を実現するための基本方針と、具体的な施策を取りまとめてございます。

第6章では、施設整備及び管理運営の考え方と題しまして、今後の施設整備と管理運営に関する基本的な考え方を記してございます。

最後に第7章として、審議会に関する資料、そして、用語解説等を掲載してございます。

以上が、本計画案の構成となっております。

続きまして、各章の細目について、ご説明をまいります。

1ページめくっていただきますと、第1章の計画策定となっております。中表紙をめくっていただきますと、（1）の計画策定の背景、目的がございます。現在の図書館本館は、昭和49年に開館しております。開館当時は、県内一の規模を誇る図書館として、主に図書の手貸し出しサービスを通じて、読書の普及、推進を図ってまいりましたが、社会の状況が変化

していく中で、課題解決の支援など、新たな役割も期待されるようになってきております。図書館に対するニーズや、地域課題も複雑多様化してきておりますが、残念ながら、現在の図書館では、それらの期待に十分に応えることができない状況でございます。

そこで、改めて現在の図書館に求められている役割を考え、新しい松戸市の図書館像を構想することになったものでございます。

次ページをお願いいたします。こちらは（２）の計画の位置づけでございますけれども、図書館整備計画は、松戸市総合計画に基づく、分野別計画として位置づけられるとともに、図書館関連法令や、松戸市の他の計画などとの整合性を図りながら、今後策定が見込まれる基本計画や基本設計などの新しい図書館を具現化する際の基本的な方向性を示すものとなります。

５ページ、第２章は、松戸市立図書館の現状と課題についてでございます。ページをめくっていただきますと、（１）として、松戸市立図書館の沿革について記してございます。昭和18年に町立図書館として開設された後、現在に至るまでの主要な事項を記してございます。

７ページの（２）図書館施設の現状でございますけれども、先ほどご案内いたしましたように、現在の本館は、建築後40年経過しておりまして、かなり老朽化しております。また、面積につきましても、松戸市と人口が同規模の自治体の図書館の本館の面積は、その平均はおおむね6,000平米ぐらいでございますけれども、松戸市の場合には2,000平米に満たない、大変狭い状況でございます。また、市内に分館は19ございますけれども、そのうちの9つは100平米未満で、残る10のうち9つが100平米以上200平米未満、そして1つだけ275平米という面積となっております。分館の規模を申し上げますと、ほかの自治体で申しますと、公民館の図書室程度の面積となっております。このような状況でございますので、収蔵できる図書資料には限りがございます。また、閲覧スペースも十分に確保できない状況がございます。また、現状では、新たなサービスを行うにも施設面における制約が大きく、十分な対応が困難となっております。

次ページをお願いいたします。８ページは、図書館施設の配置状況を示す図でございます。また、右ページ、９ページは、図書館本館、分館の概要を示す一覧となっております。

そして、次、10ページでございますけれども、こちらは管理運営体制となっております。①は開館状況をお示ししてございます。そして②人員配置と専門性でございますけれども、現在、松戸市立図書館、図書館司書は10名おりますけれども、その正規職員に占める割合は31%となっております。県内平均の50%と比較いたしましても、少ない状況となっております。

います。今後、職員の専門性を高めることも含め、資質の向上が求められるところでございます。右ページ、③施策評価でございますけれども、他の社会教育機関と同様に、図書館も点検、評価を実施しておりますが、今後、よりよいサービスを行っていくためには、現状の評価以外の評価手法等についても検討してまいることが必要ではないかと考えられます。

次ページをお願いいたします。こちらは、(4)資料収集状況でございます。①の蔵書数につきましては、現在、松戸市立図書館に約57万冊程度の蔵書がございます。大体松戸市と同じ人口規模の図書館、こちらの人口規模の自治体の図書館の平均の蔵書数は、おおむね110万冊程度となっております。そういう意味では、約半分という形になります。県内で図書館を設置している自治体は38ございますけれども、市民1人当たりの蔵書数では、このような状況がございますので、最下位となっております。

②の視聴覚資料につきましては、現在はCDとカセットテープのみを所蔵しております。本館と小金分館だけの所蔵となっております。③の図書費につきましては、市民1人当たりの図書費の県内平均は170円でございますけれども、127円となっております。本を買うにも、しまう場所がないということもございますので、このような金額になっているのでございます。右ページ、④番、電子書籍等につきましては、現在、所蔵は行ってはございません。今後、導入を検討することが必要となると考えております。

次ページをお願いいたします。14ページになります。こちらは資料の保有状況でございます。そして、右ページは利用状況でございますけれども、こちらを見ますと、①の利用登録者数、こちらは増加をしております。ただ、実際に1年以内に利用された方というのは、登録者の4分の1程度にとどまっているところでございます。貸し出し数につきましては、基本的に、毎年増加の傾向にございますけれども、市民1人当たりの貸し出し冊数では、県内の平均、図書館の平均値は6.0冊でございますけれども、4.79冊と下回っているところがございます。

次ページをお願いいたします。17ページでございます。こちらは、予約、リクエスト、相互貸借に関するご説明でございますが、こちらにつきましても、下段の表がございます。相互協力利用数という表がございますけれども、こちらもほかの図書館から本を借りる、あるいは貸し出すサービスを行っているわけでございますが、こちらも借り受け冊数が、貸し出し冊数を上回っているという状況になってございます。

次ページをお願いいたします。18ページ、こちらは、課題解決支援サービスでございますけれども、レファレンスサービス、それからデジタルサービスとございます。図書館は本を

借りる場所という印象が市民の方には強いかもしれませんが、そういう意味では、なかなかレファレンスサービス、データベース等のデジタルサービスについての認知度が低く、十分に活用されているとは言えないような状況となっております。右ページ、こちらは⑤の児童サービスでございます。こちらでは、事業実績等をこのページと次のページにかけてお示しをしております。

21ページでございますが、こちらは障害者サービスでございます。移動図書館車による病院、あるいは高齢者福祉施設への巡回サービス、身体障害者等に対する宅配サービスを実施いたしております。

次ページをお願いいたします。こちらは人口状況でございます。右ページのほうに、各施設ごとの、利用者の年齢区分ごとの比率等をお示ししてございます。地域ごとに、やはり若い世代が多い地区、あるいは高齢者の多い地区と、それぞれ特性がございます。現状でも、各分館の蔵書の構成を考える上で、これらを参考にさせていただいておりますけれども、今後は、もう少しこのような状況をしっかりと分析して、サービスを検討していく必要があると考えられます。

次ページ、24ページでございます。こちらはアンケート結果ということでございますが、先ほど、社会教育計画を策定するに当たり、アンケート調査を行わせていただいたところでございますが、その中に図書館に関する設問も設定されております。こちらにちょっとその結果を取りまとめてございます。利用頻度につきましては、6割の方が図書館を利用されておりますけれども、頻繁に利用されているのは2割にとどまっております。図書館を利用しない理由としては、自分で購入するので、利用する必要がないという、そういう方がトップを占める。約4割でトップを占めております。

次ページをお願いいたします。図書館に望むことでは、趣味や娯楽に役立つ知識や情報を得る場とされている方が約半数でトップとなっているところでございます。どちらかというと、頻繁に利用される方は、本を借りるというサービスを非常に使っている。ただ、今回ちょっとアンケートを拝見させていただきまして、細かく見させていただきますと、20代の方、若い方はもう少し課題解決支援型のサービスを望んでいるという方も多くいらっしゃることがわかりました。

そして、27ページでございます。(8)今後の松戸市立図書館が目指すべき方向性でございますけれども、これまでお示しいたしました課題等を整理いたしまして、ページ中央に特徴と課題として、取りまとめてございます。特徴といたしましては、市内各所に19の分館が

設置され、徒歩圏内に図書館施設がございますことから、市民の利便性が高いということがございます。これにつきましては、過去に行われた市民アンケートでも高い評価を得ているところでございます。次に、高齢者施設への巡回や、寝たきりの方への宅配など、来館が困難な方に対するアウトリーチサービスも比較的充実しているということがございます。また、読み聞かせ等の児童サービスにつきましても、高く評価をされているところでございます。

一方で、課題といたしましては、施設の老朽化が進み、バリアフリー化にも対応できていない。施設が狭隘化し、資料収蔵する場所がないため、資料そのものが不足している。また、閲覧スペースが狭く、席数も十分ではないため、適切な利用ができない。レファレンスなど貸し出し以外のサービスについての周知と体制の整備が十分でない。人が集える環境や、人と人をつなげる機能が整備されていない。地域の歴史を学ぶ機能や、関係機関との連携などが十分ではない。学校との連携など、子供の読書を支える総合的な支援が十分でない。専門的知識を持った職員が不足しているなどがございます。

そして、これらの課題を解決するため、次ページ、28ページに、目指すべき方向性として、6つの項目を掲げてございます。1つ目は、学び、集い、交流し、新たな創造を生み出すための機能。そして、次に、個別、専門的ニーズを満たすことのできる幅広い資料の収集。地域や個人の課題解決のための、環境整備やICTの活用。3つ目が、郷土の歴史や文化を知り、新たな文化をつくる拠点の整備。そして次に、4番目でございますが、読書を通じた将来を担う子供たちの育成。次に、ゆったり滞在して、閲覧できる環境整備。そして最後に、図書館を支える人材の育成及び適正配置となっております。

そして、これらの方向性をもとに、どのように松戸市の図書館の将来像を導いていくかでございますけれども、これにつきましては、第3章基本理念以降でお示しをしております。

30ページをお願いいたします。こちらは、先ほどもお示しいたしましたが、松戸市立図書館が目指す、図書館の将来像を示す基本理念となっております。全ての利用者にとって、学びを通じた人と人のつながりによって、新たな気づきや、新たな知恵を生み出す場所となることで、さまざまな人々や地域の課題の解決、知的な創造活動を支援し、夢や希望を実現し、地域に役立つまちづくりの拠点となることを願ひまして、このように、「まなび、つながる、どリーむ（夢）を実現する、知のネットワーク～ま・つ・ど未来創造図書館～」を基本理念と定めてございます。

続きまして、第4章の松戸市立図書館が目指す図書館像でございます。32ページをお願いいたします。基本理念を実現していくために、6つの図書館像を設定いたしました。（1）

の「知」と出会い、人と人をつなぐ図書館から、(6)の自ら学び、行動する図書館までの6つでございます。また、こちらに掲げてございます表現でございますが、目指すべき図書館像につきまして、少し抽象的でわかりにくい部分もございますので、次ページ33ページ以降、35ページまで具体的なイメージをお持ちいただけるよう、少し例示をしてございます。

また、36ページでございますけれども、こちらには、図書館像をお示しするイメージ図を掲載してございます。図の中に大きな四角い枠がございます。これは思い思いに過ごせる広場のような図書館を示しております。いわゆるハード、施設としての図書館をお示ししてございます。そして、その中に大きな楕円、下のほうに大きな楕円がございますけれども、これが「知」と出会い、人と人をつなぐ図書館を示してございます。図書館は最も基本的な機能として、知識や情報を媒介として、人と人の交流を支える機能を持っておりますので、これを一番下にもってきてございます。そして、その上に各分野別の機能として、「くらし」や「仕事」に役立つ図書館、「まつど」の歴史を伝える図書館、本を通じて子供を育む図書館の機能が、この上に乗っているという形になってございます。そして、一番下に、自ら学び、行動する図書館となつてございますけれども、これは図書館の機能の支える人的な機能でございますので、この位置にお示しをしているところでございます。なお、図書館は、図書館だけでこの機能を十分に発揮するということできませんので、他の図書館、県立図書館、大学の図書館、あるいは国会図書館等と、さまざまなそういう機関、あるいは、社会教育施設、研究機関、行政機関とも、連携をしていかなければなりません。また、地域の方々、各種団体、学校を初め、さまざまな方々との連携を通じて、初めてその機能を十分に発揮することができますことから、そのことにつきましても、矢印でお示しをしているところでございます。

そして37ページ以降の第5章で、この6つの図書館像を実現するための基本方針と、具体的な施策を示してございます。

38ページをお願いいたします。38ページでございます。最初に(1)の「知」と出会い、人と人をつなぐ図書館でございますが、ここでは5つの基本方針を、お示しをしてございます。初めに①の学び合い、交流する機能の実現が基本方針としてございます。そして、各基本方針の末尾には、具体的に取り組んでまいる施策を文章の頭、文頭に黒い点を打った形で、具体的な施策をお示しをして、整理をしてございます。

右ページ、39ページ②でございますが、こちらは多様な機関等と連携した生涯学習の支援となっております。そして、3番目、地域全体を支える学びのネットワークの実現。そして、

4 点目、学びのコーディネート機能の実現となっております。

そして、次ページになりますが、5 つ目の基本方針として、社会参加の機会の提供となっております。そして、右ページ、41 ページでございますが、こちら、(2) 「くらし」や「仕事」に役立つ図書館、でございます。こちらは、①として、市民の課題に応えられる幅広い資料の収集と、多様な蔵書の構築が基本方針でございます。そして、2 番目の基本方針は、インターネット等の情報を積極的に活用した課題解決支援となっております。

次ページをお願いいたします。3 番目の基本方針は、課題解決のための情報活用支援でございます。そして4 番目が、誰もが等しく利用できる図書館サービスの実現。そして5 番目が、政策立案等のための課題解決支援となっております。

そして右ページ、43 ページは、3 つ目となりますが、「まつど」の歴史と文化を伝える図書館となっております。こちらは、1 から3 まで3 つの基本方針を掲げてございます。最初が、松戸の都市の成り立ちと発展。これからを知る資料の収集と、活用、保存。そして、2 番目が、歴史と文化に関する情報の発信、そして3 番目が、市立博物館、戸定歴史館など、関係機関との連携となっております。

次ページをお願いいたします。45 ページでございます。(4) こちらは本を通じて子供を育む図書館ということになっております。こちら3 つの基本方針を定めてございますが、最初は、子供の成長過程に応じた読書活動と学習活動の支援。そして2 番目が、学校及び学校図書館との連携となっております。

次ページをお願いいたします。3 点目が、家庭での読書活動への支援となっております。

そして、5 番目の思い思いに過ごせる広場のような図書館。こちらは図書館の施設に関するものでございます。2 つの基本方針をお示ししております。1 つ目が、快適で利用しやすい図書館施設の整備でございます。そして、2 番目が、親しみやすく心地よい空間の工夫となっております。

次ページをお願いいたします。最後の図書館像でございますが、こちらはみずから学び、行動する図書館ということで、図書館サービスを支える図書館職員についてでございます。1 つ目が、研修の充実。2 つ目が、職員体制の充実。そして、3 番目として、松戸から発信する実践研究を掲げてございます。

1 ページめくっていただきますと、51 ページ、こちらは第6 章の施設整備及び管理運営の考え方となります。こちらは施設整備とそれに関する考え方でございますが、1 ページめくっていただきまして、52 ページでございますが、初めに(1) の施設整備についてござい

ます。第5章まで、これまでお示ししてまいりました図書館像、こちらを実現するために、必要な規模及び施設の構成、配置などについてお示しすることになりますけれども、1点目は、規模及び施設の構成等となっておりまして、今後目指す、新しい図書館像を実現するために、現在の本館では十分なサービスを行うことは困難でございますので、新たに本館機能を担う中央館の整備が必要となっております。中央館の規模につきましては、現時点で具体的な規模、面積等をお示しすることは難しいというところでございますけれども、本市の人口規模から考えますと、100万冊程度の蔵書を収蔵することができる規模が、想定されるところでございます。また、現在19ある分館につきましては、おおむね蔵書数が2万冊弱から4万冊程度となっております。貸し出し情報提供機能に特化した形となっておりますが、その中で地域特性や施設規模を勘案しながら、一部は機能を拡充し、地域の中核となる地域館として整備することも必要と考えられるところでございます。

続いて右ページ、2点目の、配置についてでございますが、中央館につきましては、現在進行中の松戸駅周辺の整備計画との整合性を図りながら、松戸駅周辺への整備を検討してまいりたいと考えているところでございます。地域館につきましては、徒歩で利用できる日常生活圏内の現在の分館とは異なりまして、ある程度、広域的な利用が想定されますことから、公共交通機関の利便性につきましても配慮しながら、検討を進めてまいることになると思われれます。また、今後、中央館、地域館等の具体的な図書館の整備につきましては、市全体の公共施設の再編等も含めまして、松戸市全体の他の計画との整合性を図りながら検討を進めてまいることになると思われれます。

次ページ、54ページをお願いいたします。こちらは管理運営についてでございます。幅広い市民の方々にご利用いただけるよう、より市民のご意見が反映できるような仕組みについて検討していくとともに、効果的、効率的な運営にも配慮してまいりたいと考えております。①の市民の声を反映した運営から、市民の協働について。効果的、効率的な管理運営。図書館評価について。図書館運営に関する情報提供。危機管理についてまで6つの項目を掲げているところでございます。

最後に、第7章資料でございますけれども、こちらには、松戸市図書館整備計画審議会に関する資料を取りまとめたでございます。審議会の設置条例、審議会の委員の名簿、審議会の開催状況、先ほどご案内いたしました審議会からいただいております提言等のほか、用語解説を掲載してございます。

以上、簡単でございますけれども、整備計画案の概要でございます。よろしくお願いた

します。

委員長 ありがとうございます。かなりボリュームのあるご報告をいただきました。先ほどと同じように、パブコメも含めて、何かご意見ありましたら、お伺いします。

山田委員。

山田委員 先ほどと同じ観点で、社会教育計画と図書館、例えば学校教育との連携とかいうような視点があると思うんです。これは役所の中の縦割りをどう打破するかというのを、実際そうかどうかも含めて、市民は非常に期待しているという面がありますので、これらの計画と、それから、今度教育委員会制度が変わっていき、教育政策全般について市長とのパイプを太くしていくということがありますので、ぜひ効率的に情報に接することができる施策をどうつくるかということ、この教育委員会、市長部局の垣根を越えて進められるような足がかりになるように、これをぜひ、いただいたコメントからもやっていただきたいと思います。これは先ほど、私は言おうかと思って、もう時間がないなと思って我慢したんですけども、社会教育計画と一緒に、これやっぱり興味があることはあるんですよ。それでやりたいと思っている人がいるんですけども、それがこちらの提供するメニューが、どうも縦割りだからどうもフィットしないという面があるんじゃないかと思います。役所も努力しているけれども。そこはやはり打破をするというのが、このタイミングで図書館を建てるというめぐり合わせになった松戸市の、建てるかどうかまだわかりませんが、図書館機能が新しくできるかもしれない松戸市の、もしかしたら他市に対するアドバンテージになり得るんじゃないかというようなことを、いろいろと時代が変わっていますから、ぜひお願いしたいと思います。

うちの娘、受験終わりましたけれども、おかげさまで。金町の図書館へ行って勉強をしていました。やっぱり、それはきれいだからですよ。それは、大変感性がそんなもので申しわけないんですけども、やはりどのような子供たちが、あるいは市民が育っていくのかというところにイメージを膨らますと、どのような機能、あるいは役割を果たせるかというところを、ぜひ本当に広がりのあるものにしていただきたいと思います。縦割りでなく進められるような機能を、ぜひ広げていただきたいと思います。をお願いしたいと思います。

以上であります。

委員長 そうですね。118ページに、最近では金町の駅前の図書館等を利用するようになりましてと書いてありますね。やっぱりそういう人が結構いるということですよ。アドバンテージとおっしゃったので、確かにそういうものに今回してほしいと思います。

いかがでしょう。

市場委員 この図書館のコンセプトの、知と出会い、人と人をつなぐ図書館というふうになって、これは図書館フォーラムでも、これからの図書館はただ単に本を読みに行く場所、本を借りに行く場所だけではなくて、そこに集まってきた人たちが、お互いに意見を交換して、新しいものを生み出していくような、そういう場所に新しい図書館はなるべきだというようなお話だったと思うんですね。そこから知と出会い、人と人をつなぐ図書館というコンセプトが出てきたと思います。それはやっぱり本当に専門家が、20年後、30年後の図書館の役割を本気で考えたから出てきたコンセプトだと思うんですね。パブリックコメントももちろん大事ですし、アンケートも大事だけれども、行政とか専門職の人のリーダーシップというか、専門性を生かした意見というのは、やっぱり非常に重要なものだと思うので、それこそ図書館に望むことのアンケートで、そういう地域活動や市民憩いの場なんて、一番下のほうにしか結局ならない。そういうことがあるので、やっぱり専門家の意見、行政が本当に将来を考えた計画というのは、それなりに尊重されるべきところがあるんじゃないのかなという、これは意見というか感想です。

委員長 そうですね。おっしゃるとおりですね。

36ページの図は非常によくできていて、わかりやすいと思いました。

パブコメについては、先ほど議論しましたので、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

◎報告第3号

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、報告事項の3番目、「生涯学習センター建設予定地の変更について」をお願いします。

社会教育課長 生涯学習センター建設予定地の変更についてご報告させていただきます。これまで、生涯学習センター構想用地としての活用を予定しておりました、戸定フォーラム用地、戸定邸の下、今、駐車場になっています用地がございます。その戸定フォーラム用地にかわり、現在、策定が進められています、松戸駅周辺まちづくり構想の新拠点ゾーンに整備されます複合施設に、図書館機能を中核とする、市民の学びを支援する施設の整備を進めてまいりたいということで、別紙資料により報告させていただきます。

こちらの縦の用紙がございますが、こちらをごらんになっていただいたほうがわかりやすいかと思えます。

戸定フォーラム用地でございますけれども、この用地につきましては、アート・フォーラム、展示部門、美術ホールと、スパイラル・フォーラムという国際交流部門、そして背景にあります、戸定が丘、徳川家について十分考慮に入れた文化施設構想の建設用地として、平成6年12月、土地開発公社に先行取得していただいているものでございます。戸定フォーラム構想案の内容でございますけれども、美術展示部門として3,750平米、国際部門として約1,000平米、共有部分で2,500平米の、計7,250平米の施設を想定しておりました。しかし、この構想案につきましては、平成7年4月の松戸市行政リストラ市民会議最終提言により、公共施設の見直しとして、美術館、音楽ホール等の新たな文化施設の建設については、改めて市民の合意形成を図りながら検討すべきであるとの提言をいただき、建設計画の見直しを行うこととなりました。その後、平成10年から14年までの松戸市総合計画第一次実施計画、ここの改定版におきまして、戸定フォーラムの建設事業につきましては、生涯学習施設の整備充実の一環として、内容、規模などについて、基礎的な調査、検討を進めてまいりましたが、厳しい財政状況の中で、建設計画を進めることは大変難しく、平成15年から19年度までの第二次実施計画で、生涯学習会館構想、研究事業に組み込み、市民の生涯学習を支援する要となる生涯学習会館の建設に向けて、図書館、美術ホール、学習情報センター等の機能を含めた複合施設としての構想を研究、検討してまいりました。その後においても、戸定フォーラム用地につきましては、第三次、第四次実施計画において、生涯学習機能の充実を図るための社会教育施設の再編を検討するとともに、生涯学習センター構想用地として、検討してまいったところでございます。

今後は、これまで、生涯学習センター構想用地として活用を予定しておりました、戸定フォーラム用地にかわって、松戸駅周辺まちづくり構想の新拠点ゾーンで整備を進めるため、関係部局との協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

松戸駅周辺まちづくり基本構想でございますが、お手元に資料として配らせていただいていると思えますが、こちらです。A4横の資料でございます。現在パブリックコメント中で、3月15日までパブリックコメントを実施するものでございます。この基本構想でございますけれども、松戸市駅周辺は、本市の中心市街地でございますが、近年、過去のにぎわいが薄れ、活力の意味合いでは、市全体のイメージも低下する傾向に現在あります。市が現状を打破して、市民はもとより、東京や近隣市からも多くの人を訪れたいようなまちの再建策

の一環として、松戸駅の改良が行われ、駅のイメージが大きく変わるこの時期を、最後の好機と捉え、現在策定中ではございますが、こちらの基本構想により、効果的な施策を進めてまいりたいというふうに考えられているものでございます。

先ほど申し上げました、戸定フォーラム用地との関係でございますけれども、7ページをお開きいただきたいと思います。ここが新拠点ゾーンといわれる、イトーヨーカドーの裏、相模台の官舎等があります。中央公園も含めますが、そちらの場所に当たります。そこで、右側に黒丸の多機能拠点の整備というのがございますが、その下に小さな黒ぼち、豊かな市民活動をサポートする新しいタイプの複合施設（文化、子育て、教育、商業、公共公益的な施設などを配置）を整備すると書いてございます。ここの複合施設に、図書館を中核とする生涯学習センターを、この複合施設で整備したいということで、関係部局との協議を始めさせていただきたいということでございます。

続きまして、戸定フォーラム用地でございますが、こちら基本構想の11ページでございます。戸定フォーラム予定地における公園整備。相模台公園の機能移転を行い、戸定邸と一体となった公園を整備するというようなことでございます。実は、イトーヨーカドーの裏の相模台の官舎のほかに、一部中央公園、都市公園がございます。新拠点の開発で失われる都市公園の機能を、戸定フォーラム用地で公園として整備する、というようなことでございます。

そういうような市全体の、松戸駅周辺まちづくり基本構想案が、策定されますので、生涯学習センターの計画につきましては、そちらとの整合を図りながら協議を進めさせていただきたいということで、ご報告させていただきました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。なかなか夢のある計画になっていくと思いますね。何かご注文ありますか。

よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

委員長 聖徳大学の人たちや学生たちは喜ぶますね。大いに利用できる形になりますね。

大学としてはありがたいと思います。こういう文化施設ができるということは。

生涯学習部長 今のご報告で、ちょっと肝心なところを確認させていただきたいんです。

委員長 はい、どうぞ。

生涯学習部長 要するに、戸定フォーラム用地の経過というものを、一枚の紙で説明させていただきましたけれども、平成2年に戸定フォーラム用地として取得して以来、現在に至るま

で、財政上の状況もあって、事業化できないでいたわけなんです。このまちづくり基本構想案の中では、戸定フォーラム用地を公園にするということは、その目的の変更になると。戸定フォーラム用地として取得したものを、公園にしてしまうわけですから、目的が変わるといことなんですから、今、ご説明したように、新拠点ゾーンにできる、好立地にできる複合施設の中に、我々が生涯学習センターの中核として考えていた図書館を入れてもらうことによって、この戸定フォーラム用地を公園として目的を変更してもらったほうが、戸定邸を中心とする緑の保全といいますか、環境保全にもなりますし、市全体の目的にも合致すると考えられますので、教育委員会としてもその方向でやるということ、確認させていただきたいということなんです。

委員長 それは審議事項じゃないですね。

生涯学習部長 審議事項ではなくて、今、ご報告した内容で異論がなければ、今後ともこれで進めさせていただきたいということです。

委員長 確認ということですね。

生涯学習部長 確認ということです。

委員長 皆さんの意向を伺うということですね。

生涯学習部長 はい。

委員長 そういうふうに進めたいということです。松戸市の全体の都市計画からいったら、そのほうが合理的であれば、誰も異存ないでしょう。目的変更について、その土地の処分決定権がどこにあるかというのが、僕はわかりませんので、それが我々のこの同意というものがどんな位置づけになるか、それも不確実です。皆さんの意向としては、特にそのことに異存はないという理解でよろしいですか。

山田委員 確認です。その都市公園というのは、中央公園のことですか。

委員長 今ある中央公園。

山田委員 今ある中央公園の代替として、戸定フォーラムの用地のところにもってくるということですか。

生涯学習部長 基本構想案の中では中央公園の一部も開発範囲として考えられていますので、公園面積の削減分の代替として、そのように考えられています。

山田委員 そうすると、中央公園が、文化的な意味があって、そこに市指定の文化財が建っていると思うんですけども、そこも関係してくるようなことでしょうか。ここでやる事業じゃないんで、あれですけども。教育委員会とすると、大分そこは問題というか、課題とす

べきことかなと思います。そこが、やはり。

生涯学習部長 あそこに点々といろんなものがあると思います。

山田委員 いろんなものがありますよね。そこも再開発というか、開発して、新しい生涯学習センターにしたときに、じゃあどうするかというのは、非常に留意しなくちゃならないです。

委員長 つまり、今、部長は確認とおっしゃった。だけど、ここで確認したことが場合によっては、後々、教育委員会のこの会議で決定しなければいけないことが、本日確認したことと抵触する事項が出てくる可能性があるけれども、その節はよろしくという意味でしょうか。

生涯学習部長 その戸定フォーラム用地の目的の変更の手續とか、その決定については、最終的には市議会に諮るということになると思います。

委員長 そうですね。

生涯学習部長 教育委員会に関係する議案を市議会に提案する前には、当然、教育委員会議にもお諮りいたしますし、最終的には市議会に議案として提出して、決定をしていただくという手續になります。ですから、決定の手續はそのようになりますので、ここの教育委員会議で決定してほしいということではありませんけれども、今、市全体のまちづくり基本構想案が示されていて、我々も生涯学習センター構想というものを今まで持ってきた中で、その整合性についてはきょう説明させていただいたようなことで、我々教育委員会にとってもメリットがあると考えておりますので、この方向で、他機関とも協議をさせていただくということを確認させていただきたいと思います。

委員長 そうですね。長年考えてきた、夢に見てきたランドデザインが、こういう形で決まった、あるいは方向性が見えたということは、これは非常にうれしいことです。将来抵触する部分が出てきたら、そのときにはランドデザインのもとで議論していただくことになる。少しはやむを得ない部分が出てくるかも知れないですね。

生涯学習部長 それで、具体的に決めなければいけない事項については、個々に今、議会に提案するような議案になると思います。それは1つ1つ教育委員会にも議案として上げていきたいと思います。よろしくお願いたします。

委員長 わかりました。これは記録に残りますので、もし何か意見がありましたらお願いします。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

◎報告第4号

委員長 ありがとうございます。

最後の報告事項ですね。「戸定邸庭園国指定名勝記念式典の開催について」になります。
ご説明願います。

戸定歴史館長 よろしく願いいたします。

まず、ご報告でございます。皆様のお手元に資料が届いているかと思えますけれども、その1行目、戸定邸庭園が本年3月に国指定名勝になる予定だというふうに記載されているかと思えますけれども、おととい3月10日の官報に掲載されましたので、正式に国指定名勝になりました。

お手元の2枚目に図面をつけてございますけれども、ごらんいただけますでしょうか。一応、赤く囲ってあるところが、今回、国の名勝に指定される部分でございます。下のほうに、赤枠内の名勝指定区域2.3ヘクタールとございますけれども、この面積は公園全体の面積でして、指定される部分は1.4ヘクタールになります。ここは訂正のほう、お願いしたいと思えます。

戸定歴史館といたしましては、今後、戸定邸は国の重要文化財、庭園は国の名勝といたしまして、ふさわしい環境を整えるとともに、国内はもとより、世界にも向けて広くアピールし、たくさんの方に来館していただけるように努力してまいりたいと考えております。

また、指定記念事業といたしまして、来月の4月24日金曜日、午前10時半から正午まで、記念式典を予定してございます。教育委員の皆様にもぜひ、ご臨席賜りたいと存じます。ご案内文のほうを整い次第、送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、式典のほか、当日は、歴史館と戸定邸の入館料を無料といたしまして、午後からは戸定の日同様、庭園を一般開放したいと考えております。

さらに、4月24日の式典の日から5月6日水曜日までを、記念週間といたしまして、コンサートや学芸員による庭園探索ツアー、松雲亭におきましては、食文化研究の一環といたしまして、徳川昭武の戸定邸での食事を再現いたしましたランチ、「昭武の食卓」ですとか、「甲冑カフェ」などを開催する予定でございます。

さらに、毎年行っております、戸定藤まつりも同時開催となります。

これらにつきましては、広報まつど4月15日号、及び戸定歴史館のホームページ等でご案内したいと考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

いよいよ、名勝指定になったということです。うれしいことですね。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

本日の議題、報告事項等は以上です。

◎その他

委員長 議事、報告等は終わりました。その他に移りますが、事務局、何かございますか。

特にありませんか。

委員の皆さん、何かございますか。

教育企画課長 ちょっと意見交換したいものだけ、後でご案内します。

委員長 わかりました。川崎の件ですね。

教育企画課長 そうです。

委員長 わかりました。

瀧田委員が、今回4月1日をもって任期満了となります。12年間ご苦労さまでした。一言、ご挨拶をお願いします。

瀧田委員 皆さん本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。社会教育、または人権擁護委員関係の考え方を土台に発言させて頂きました。一生懸命勤めさせて頂きました。私が任命を受けたときには、統廃合で、教育委員会の中が大騒ぎで、あとその後選択制とかありまして、いろいろ前向きにとり組ませていただきましたが、東日本大震災がありまして、学校が震災放射線に対する万全の処置をとらなくてはならないとか、予算もその方面に大きく必要になったような気がいたします。今日の会議で、図書館とか社会教育とか、そういう方面にまた新しい力を注いで、希望の見えるような内容でしたので、どうぞこれから頑張ってすばらしい松戸にさせていただくように、よろしくをお願いします。私は、陰ながら、今度はそれを利用するほうに入るのかなとも思いますけれども、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局、お願いします。

教育企画課長 とりあえず4月定例会ということで、ご案内をさせていただきますが、平成27年4月2日木曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでございましょうか。

委員長 ということですが、委員の皆さん、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。次回、教育委員会会議は、平成27年4月2日の14時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成27年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 5時17分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員